

主な改訂のポイント  
 (2012.4.1 付け統一版認証基準)

No.	認証基準 条項No.	改訂のポイント	備考
1	1.項 (適用範囲)	■6冊あった各マークの認証基準を一冊の「SEK マーク繊維製品認証基準」に統一しました。[1.1 項]	
2	3.項 (定義)	■認証基準を統一するため、統一用語を定義しました。[3.項] (統一用語：SEK マーク繊維製品、機能加工、機能性)	
3	5.項 (SEK マーク 表示方法)	■図 5-3 のように表示項目の表示順序を変更しました。[5.1 項] (「抗かび加工」等の機能加工名をポイントを上げて強調し、マークの真下に記載することで何のマークかが明確になるようにしました。)	
4	9.項 (使用禁止 化学物質)	■化審法に登録されていない化学物質は使用できなくなりました。 [9.1 項]	
5	10.項 (加工剤の 安全性試験)	■複数の主成分からなる加工剤は複合成分での安全性試験が必要になりました。[11.4 項] (改訂前は各主成分の安全性試験で OK でした。)	猶予期間 3 年
		■評価基準未達の場合の溶出試験による救済処置を廃止しました。 [旧版第 18 条] 替りに最高加工濃度の 2 倍以上での希釈試験を認めました。[11.5 項]	
		■細胞毒性試験を廃止しました。[旧版第 18 条 (6) 5]	
		■動物試験代替法の OECD ガイドラインを全面的に採用しました。 [11-1 項]	
		■変異原性試験に、新たに染色体異常試験又はマウスリンフォーマー TK 試験が必要になりました。[11.1 項]	猶予期間 3 年
		■急性経口毒性試験の評価基準を LD50 $\geq$ 2,000mg/kg に変更しました。 (旧基準 LD50 $\geq$ 1,000mg/kg) [11.1 項]	猶予期限 3 年
6	13.項 (日常の 品質管理)	■過去 1 年間以上のサンプルの保管が必要になりました。 [13.3 項]	
		■品質管理記録の保管期限を 10 年から 3 年に変更しました。 [13.5 項]	
7	21.項 (消臭性試験)	■サンプリングバックを規定しました。[21.1]	
8	22.項 (光触媒 消臭性試験)	■サンプリングバックを規定しました。[22.1]	

以上